

熟年者支援について

1 調査項目

- (1) 健康の維持増進に関する事項
- (2) 生きがいの場充実に関する事項
- (3) 介護支援の充実に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「熟年者支援特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

熟年者が生涯にわたって地域で安心していきいきと暮らしていくためには、健康を維持増進できる態勢整備に加え、日々の生活に生きがいと充実感を実感できる環境整備が必要である。また、超高齢社会の到来にあたり、医療と介護の連携による老後の安心を支えるための地域支援ネットワークを中心とする基盤づくり、介護支援の充実が求められるところである。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。